

1. 情報公開制度の運用状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(1) 利用状況

開示請求	
47	人
64	件

(2) 実施機関別の処理件数

実施機関別の処理件数		処理件数 (件)	処理内容(件)				
			開示	部分開示	非開示	内不存在	取下げ
市	市長公室 都市魅力課	3	1	2			
	市長公室 危機管理室	1		1			
	総務部 課税課	4	4				
	市民人権部 市民窓口課	7	6		1	(1)	
	市民人権部 環境衛生課	4	3	1			
	市民人権部 人権・市民協働課	3	1	2			
	子育て福祉部 こども未来室	2	1	1			
	子育て福祉部 障がい福祉課	1	1				
	健康推進部 健康づくり推進課	1			1	(1)	
	産業まちづくり部 道路交通課	11	3	3	5	(5)	
	産業まちづくり部 都市計画課	1		1			
	産業まちづくり部 農とみどり推進課	1		1			
	産業まちづくり部 商工観光課	1	1				
	産業まちづくり部 広域まちづくり課	1	1				
	上下水道部 水道工務課	1	1				
	上下水道部 下水道課	1	1				
消防本部	消防本部 予防課	4	1	3			
教育委員会	教育総務部 教育総務課	1		1			
	教育総務部 教育指導室	7	7				
	生涯学習部 生涯学習課	2		1	1	(1)	
	生涯学習部 文化財課	1		1			
選挙管理委員会		3		3			
農業委員会		3	1	3			
合計(件)		64	32	24	8	(8)	0

(3) 審査請求

… 3 件

実施機関 …農業委員会（処分庁：農業委員会）

1	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和5年12月13日	令和5年7月20日開示請求 【部分開示とされた部分の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和5年8月17日 部分開示 条例第6条第1項第1号に該当
その後の経過			
	令和5年12月27日	補正通知書を通知 (審査請求の趣旨及びその理由について明らかでないため)	
	令和6年1月26日	審査請求を却下（行政不服審査法第24条第1項に該当）	

実施機関 …市長（処分庁：道路交通課）

2	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年3月31日	令和6年3月8日開示請求 【非開示に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年3月21日 非開示 文書不存在
その後の経過			
	令和6年4月12日	補正通知書を通知 (審査請求の趣旨及びその理由について明らかでないため)	
	令和6年4月16日	審査請求人が補正書を提出	
	令和6年5月1日	審査請求を却下（行政不服審査法第24条第1項に該当）	

実施機関 …市長（処分庁：都市魅力課）

3	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年1月23日	令和2年12月25日開示請求 【富田林市情報公開審査会での答申に対して審査請求を行ったもの】	令和6年1月4日 部分開示 条例第6条第1項第2号に該当
経過			
	令和2年12月25日	開示請求人（以下「請求人A」とする）より情報開示請求を受理。	
	令和3年1月8日	上記開示請求に対して、部分開示決定通知書を交付。	
	令和3年1月17日	請求人Aより上記部分開示決定に対する審査請求を受理。	
	令和3年3月9日	上記審査請求に対して、令和3年1月8日付け部分開示決定に係る非開示部分に修正を加えた部分開示決定通知書を送付。	
	令和3年6月10日	請求人Aより上記部分開示決定に対する審査請求を受理	
	令和5年7月4日	情報公開審査会へ諮問	
	令和5年8月28日	情報公開審査会を開催	
	令和5年10月20日	情報公開審査会答申：開示すべき	
	令和6年1月4日	請求人Aに対し、部分開示決定通知書を交付。	
	令和6年1月23日	関係人（以下「請求人B」とする）より上記審査会の答申に対する執行停止申立書（審査請求に対する裁決までの間、令和2年12月25日開示請求に対する開示の執行停止について）及び審査請求を提出。	
	令和6年1月24日	請求人Bに対し質問書（請求の趣旨・請求人Bが法律上の利益を有する理由・執行停止申立書における請求人Bの利益損害に関する具体的な根拠について確認）を送付。	
	令和6年1月25日	請求人Bが回答書を提出	
	令和6年2月6日	請求人Bからの審査請求を却下（行政不服審査法第24条第2項に該当）	

(4)その他

●開示期限延長

1 件

(内訳)

実施機関 市長(こども未来室) ……1件

●開示期限超過

0 件